



函館市監査公表第22号

函館市長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があ
ったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第
199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年7月28日

函館市監査委員 渡辺 宏 身
函館市監査委員 植松 通
函館市監査委員 北原 善 通
函館市監査委員 茂木 修

函 観 観

平成 26 年 7 月 15 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、
次のとおり通知します。

部局名	観光部		
監査の種類	定期監査・その他（ ）		
監査等実施時期	平成 26 年 1 月 10 日～ 平成 26 年 4 月 25 日	講評日	平成 26 年 5 月 9 日
指 摘 事 項 等			

（2）個別的事項

ア 支出事務について

支出事務においては、観光資源創出経費を対象とし、支出負担行為から支出命令に至るまでの執行状況を支出負担行為伺書等の関係書類とともに検査した結果、国内観光客受入環境整備事業における「まちあるきイベント」で実施業務の委託について、受託者は自主事業として参加者から参加費を徴収し、これを財源として傷害保険料や参加グッズの費用に充当していたところである。

当事業については、市が契約書および業務要領において「イベントの企画および運営管理」等を受託者に業務委託しているものであるが、上記記載の受託者による自主事業は、市の本来事業としてのイベントの企画・管理を構成するものであり、特に傷害保険などは事業主体である市において経費支出を含め責任を負うべきものと考える。

また、本来市が行うべき事業と受託者が行うべき自主事業が契約書等に記載されておらず、何をもって自主事業とするのか不明瞭なことに問

題があると思料されることから、事業内容について精査するとともに、適切な事務処理に努められたい。

措置内容

当該事業については、当初、参加者の傷害保険などを含まない内容とし、業務委託したものでありましたが、平成26年度については、市・函館まちあるきネットワーク・函館国際観光コンベンション協会・北海道国際交流センターからなる実行委員会形式で実施しており、同イベントに係る業務を全て実行委員会で行っております。

今後は事務事業の性質や性格に応じたより一層の内容精査を行い、適切な事務処理に努めてまいります。